## 子どもの権利に関する「広報」についてのまとめ(案)

項目	内容(案)	委員会での主な意見
まとめに当たっ	・(この権利委員会は、) 札幌市が平成 21 年 4 月に制定し	・子どもの権利条例を広めるためにどうしたらいいかとい
て	た「子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利に関す	うことを話し合うことも必要ではないか。
	る施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状	・広報については、話し合いを行う度に議題になるが、具
	況を検証するため、同年 11 月に設置され、2 年間の任期	体的な案について話し合えるとよいのではないか。
	の中でさまざまな視点から議論を重ねてきた。	
	・第一期委員会では、設置と同時に「子どもの権利に関す	
	る推進計画のあり方」について、諮問を受け、子どもと	
	の意見交換など、積極的に子どもたちの思いを受け止	
	め、昨年 10 月に札幌市に答申を手交し、市では答申を	
	基に計画を策定した。	
	・計画策定以降は、「子どもの権利」について、いかに効	
	果的な広報を行うのか、市民に正しく理解していただく	
	ためにはどうすべきなのかについて議論を進めてきた。	
	・「広報」については、計画の基本目標 4 においても位置	
	付けられているところだが、これまでの議論の経過を踏	
	まえ、子どもの権利委員会として、今後、「子どもの権	
	利」について広報活動を進めていくに当たって検討して	
	いただきたい内容をまとめ、札幌市に示すものである。	
1 広報活動につ	・札幌市は、子どもの権利の保障を進め、子どもが幸せに	・なぜ札幌市が条例をつくる必要があったのか、伝わらな
いて	過ごすことができるまちを目指し、子どもの権利条例を	い。家庭、学校、地域があり全てが連動して子どもの育
	制定してる。この条例が施行され、2年あまりが経過し、	ちを支え、初めて子どもの権利が実現するが、全体像を
	市ではさまざまな取組を行っているが、いまだ市民にと	示さず、あえて条例をつくり、現在取り組んでいること
	って「子どもの権利」が十分に浸透しているとは言えな	について市の主体的な意図を全面的に出てこないと、広

## 2 対象 て

V )

- ・「子どもの権利」は、子どもに関わる大人や子ども自身 がその趣旨や内容を十分に理解することが必要だが、そ れと同時に、直接には子どもと関わりを持たない大人も 含めた全ての市民が、子どもの権利を理解することが非 常に重要となる。
- ・今後の広報のあり方として、子どもに関する事業を行う 際にメディア等を活用し視覚的にPRを行う、札幌市に は子どもの権利条例があるということを、日常生活の中 で市民が目にする機会を設けるなど、札幌市として、子 的に示していく必要がある。

報をしても切り売りになってしまう。

- ・条例のイメージは、このまちが本当に子どもを大切にし、 生き生きと子育てができ、大人も子どもも笑顔ですみや すいまちになっていくというもの。
- ・市としてこういうことを積極的に行っているということ をマスコミなどを通じてビジュアル的に市民に啓発す
- ・教員、子育て中の親だけでなく、市民全部に札幌市はこ ういうまちなのだということを、もっと分かりやすく啓 発していく。
- どもの権利の推進に取り組んでいるという姿勢を積極し・チラシだけではなく、看板や垂れ幕など、いつでも「子 どもの権利」を目にできるようにする。
  - 自分たちのまちに誇りを持って、子どものためにこうや ろうという宣言的なPR。

## につい 人

- (1) 大 |・子どもの権利が守られるためには、まずは大人が正しく 子どもの権利を理解する必要がある。
  - ・このことを全ての市民が改めて認識し、子どもの権利を 尊重した取組を行えるよう、さまざまな媒体を活用した 分かりやすい広報に加えて、すでに実施している「出前 権利に関する事業を展開するなどにより、普及を図って いく必要がある。
  - ・また、家庭や学校における広報普及とともに、子どもに↓・町内会の回覧板に載せる。 とって様々な人間関係を学ぶ場である地域においても、 子どもの社会性を育むための広報活動が重要。
  - ・まちづくりセンターや地域の団体、NPO などに対し、大

- ・大人を教育する、大人への支援。
- ・大人に対しても、しっかりと広報活動を展開することが 求められる。
- ・子どもの権利が守られるということは、大人である自分 たちも守られているという連動性が伝わる表現が必要。
- 講座」や「子どもサポーター養成講座」など、子どもの「・子どもの権利について、誤解をときほぐすための広報。
  - ・地域の中で子どもに社会性の回路を開くまなざしを向け た広報。

  - まちづくりセンターの活用。

	人と子どもが共にまちづくりに関わる事例の効果的な	
	情報提供や、「子どもの参加ガイドライン」の活用とい	
	った、地域への働きかけをより一層充実していくことが	
	求められる。	
(2) 子	・子どもを対象とした広報については、パンフレットやチ	・子どもの目に届く広報。
ども	ラシに加えて、例えば、子どもの権利に関する絵本や、	・授業参観日に親子で学ぶ。
	分かりやすいキャッチフレーズを作成するなど、子ども	・学校での学習発表会など、子どもだけではなく、大人に
	の権利をより身近に感じることができるよう工夫する	も浸透させる。
	必要がある。	・子どももハッとするようなキャッチフレーズを考えて前
	・子どもの権利について理解を進めていくためには、特に	面に出す。
	学校教育における取組が重要。	・子どもに寄り添った分かりやすい工夫。
	・教育委員会では、子どもの権利に関する公開授業や教員	・小さい子どもへは、パンフレットやチラシばかりではな
	研修など、子どもの権利を生かした学校教育を進めるた	く、絵本であれば、少しずつ覚えていけるのではないか。
	め、さまざまな学校に対する支援を行ってる。	
	・現在の取組を一層充実していくため、例えば、授業参観	
	日や学習発表会の場で子どもの権利について取り上げ	
	るなど、親子で子どもの権利について触れ合う機会を持	
	つといったことも今後検討すべき。	
(3) 職	・子どもの権利の普及を札幌市全体で進めていくに当たっ	・パンフレットを配っても、説明がないと頭には入らない。
員・教	ては、市の職員や教職員が条例や子どもの権利について	・イベントなどは中心部だけではなく、各区で行う。
職員	正しく理解し、実践していくことが必要。	
	・子ども未来局や教育委員会が中心となり、職員研修等を	
	より一層充実するとともに、子どもに関する事業などを	
	実施する際には、子どもの権利条例の周知を一層図り、	
	他部局に対する働きかけが求められる。	